

ID: 76

担当部署: 福祉課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町ホームヘルプサービス事業利用者負担金条例 第1条		
例規番号	平成6年条例第5号		
【基準】			
第1条、第2条及び大河原町ホームヘルプサービス事業利用者負担金条例施行規則第2条の規定による。			
(趣旨)			
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、ホームヘルパーの派遣を受ける者に係る利用者負担金(以下「負担金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。			
(負担金)			
第2条 町長は、ホームヘルパー派遣世帯の生計中心者から負担金を徴収する。			
(負担金の決定)			
第2条 条例第2条の規定により、利用者負担金(以下「負担金」という。)は、別表のとおりとする。			
2 派遣世帯の階層区分は、その世帯の生計中心者の前年の所得税課税額により決定する。ただし、1月から6月までの間においては、前々年の所得税課税額とする。			
3 負担金の額は、派遣されたその月の総時間数に、1時間当たりの負担金を乗じた額とする。ただし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨てるものとし、30分以上1時間未満は0.5時間とする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日